

四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託

(2) 業務の目的

子どもの健全育成及び子育て支援（子育て支援グループの活動拠点、親子のふれあいの場、情報交流の場の提供など）の充実を図るため、こども子育て交流プラザを運営する。

(3) 業務内容

別添「四日市市こども子育て交流プラザ業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 委託料（見積限度額）

148,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 令和7年度 48,700千円

令和8年度 49,300千円

令和9年度 50,000千円

3 実施型式

公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル審査委員会

本市が設置した「四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託プロポーザル審査委員会」において審査を行い、受託候補者を選定の上、随意契約を行う。

5 参加資格要件

本プロポーザルの審査対象事業者（以下、「参加者」という。）は、以下の資格要件をいずれも満たし、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

① 法人格を有すること。

② 事業の目的を理解し、定款、寄附行為、規約その他団体が定める規則（以下「定款等」という。）にそれと同趣旨の目的の規定があること。

③ 団体の活動実績（法人格を取得する前の活動実績を含む。）が3年以上あり、子どもを主体とする活動が既に実施されていること。

- ④ プロポーザル実施要領公表の日から契約締結の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- ⑦ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 契約までのスケジュール

令和6年10月18日（金）	実施要領等の公表
令和6年11月 5日（火）	プロポーザル募集説明会の開催
令和6年11月12日（火）	参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限
令和6年11月22日（金）	質問の回答及び参加資格審査結果の通知
令和6年12月13日（金）	企画提案書の提出期限
令和6年12月26日（木）	プロポーザルの実施
令和7年 1月上旬	審査結果の通知
令和7年 1月下旬	契約の締結

7 説明会

以下のとおり説明会を実施する。参加意向のある団体は、前日までに電子メールで参加人数を連絡の上、必ず参加すること。

- (1) 日時：令和6年11月 5日（火）10：30から
- (2) 場所：四日市市総合会館5階 集団指導室

8 質疑・回答

質問は、電子メール（任意様式 Word 形式）により参加者から受け付ける。全ての質疑に対する回答を、電子メールにより、全参加者に対して通知する。ただし、参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑については無効とし、回答しないものとする。

9 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加者は、様式1「参加意向申出書」を持参または郵送（簡易書留）で提出すること。

(2) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、様式2「参加資格審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。

1.0 企画提案書作成方法

企画提案書は別紙「四日市市こども子育て交流プラザ運營業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参または郵送（簡易書留）により、9部（正副の区別なし）提出すること。分割提出は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ① 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ② 提案内容に虚偽がある場合
- ③ 参加者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

1.1 審査方法

別紙「四日市市こども子育て交流プラザ運營業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

1.2 審査結果

審査終了後、各参加者へ様式3「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。また、市のホームページ上に参加者名及び候補者名を公表する。ただし、参加資格が認められなかったものは、この限りでない。

1.3 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は参加者へ返還しない。
- ② 提出書類の著作権は、参加者に帰属するが、法令等に基づき参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。
- ③ 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときは、その対象とする。

1.4 書類提出先・問合せ先

(1) 書類提出先

参加意向申出書、企画提案書とも持参または郵便にて下記に提出する。

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号 総合会館3階

四日市市こども未来部こども未来課子育て支援係

※ 郵便の場合は簡易書留とし、締切当日付必着とする。

※ 持参の場合の受付時間は月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の

午前8時30分～午後5時15分とする。ただし、締切当日は午後5時までとする。

(2) 問合せ先

四日市市子ども未来部子ども未来課子育て支援係 藤塚

TEL：059-354-8069 / FAX：059-354-8061

電子メール：kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

1.5 その他

- ① プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- ② 参加を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。
- ③ 各種提出書類について、提出期限後の変更については認めない。

(様式1)

令和 年 月 日

四日市市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(署名又は記名・押印)

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名： 四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託

連絡担当者
所属
氏名
電話
F A X
E-mail

添付書類

- 登記事項全部証明書 (※)
 - 納税証明書その3の3 (「法人税」「消費税及び地方消費税」) (※)
 - 市税完納証明書 (申請者又は受任者の所在地が四日市市るとき) (※)
 - 財務諸表 (写) 又は確定申告書 (写) (※)
 - 実施要領5③に係る団体の活動実績が分かるもの (任意様式)
- ※ 四日市市における入札参加資格 (「事務事業委託」「福祉・介護サービス」に限る)
を有する場合は不要

(様式2)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

四日市市長 森 智広

参加資格審査結果通知書

次の件について、参加資格審査結果を通知します。

件名： 四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託

結果：

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までにこども未来部
こども未来課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式3)

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

四日市市長

プロポーザル審査結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名： 四日市市こども子育て交流プラザ運営業務委託

結果：

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までにこども未来部
こども未来課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail